

令和 7 年 監 査 方 針 ・ 監 査 計 画

令和 6 年 12 月
伊賀市監査委員

基本方針

『 公平公正で “市民の視点に立った監査” を実施します 』

基本視点

市の財務事務の執行、経営事業の管理、行政事務等の執行についてチェックを行います。

- ① 法令等に基づき、適正に行っているか
- ② 最少の経費で、最大の効果を上げているか
- ③ 組織及び運営の合理化に努めているか
- ④ 内部チェック機能が働いているか

1. 監査等の種別

(ここでいう「法」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)を、「基準」とは、伊賀市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)をいう。)

(1) 定期監査【法第199条第4項、基準第2条第2項】

市が執行する財務に関する事務及び市が経営に係る事業の管理について、法律等に則り適正に処理されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点にも留意して、毎年1回監査を行います。

(2) 随時監査【法第199条第5項、基準第2条第2項】

市が本年に実施した事業について、必要があると認めるときは、随時監査を実施します。

(3) 財政的援助団体等監査【法第199条第7項、基準第2条第1項第3号】

市が財政援助等を与えている団体の出納関係事務を対象に、法律等に基づき正確かつ効率的であるかの視点を中心にした監査を実施するとともに、当該団体に対して所管部局が適切な指導監督を行っているかなどについて監査を行います。

- ① 財政援助団体：補助金等の財政的援助がその交付目的に沿って適正に使用されているか。
- ② 出 資 団 体：事業運営が出資(捐)目的に沿って適正に行われているか。
(市の出資(捐)率が25%以上の団体が対象となります。)
- ③ 指 定 管 理 者：管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
市との協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

【法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項、基準第 2 条第 1 項第 4 号】

一般会計、特別会計及び企業会計等について、各会計の決算及び関係書類の数値が関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているか、さらに、予算執行や財産管理の状況、経営成績や財政状態等についての審査を行います。

また、基金運用状況については計数が正確であるかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどの審査を行います。

(5) 例月出納検査【法第 235 条の 2 第 1 項、基準第 2 条第 1 項第 5 号】

会計管理者及び公営事業の管理者が管理する現金及び基金の出納状況について、毎月、日を定めて帳簿等の計数を確認、照合するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかなどについて検査を行います。

(6) 健全化判断比率等の審査【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、基準第 2 条第 1 項第 7 号】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率と、公営企業に関する「資金不足比率」について数値が基準に照らして適正かつ正確であるかどうかなどを中心に審査を行います。

(7) その他の監査【法第 242 条ほか】

住民や議会の請求、または市長の要求に基づき監査を行います。

2. 監査等の日程及び対象

令和 7 年監査等実施計画表により実施します。

なお、実施時期等は必要に応じて変更する場合があります。

3. 監査等の実施体制

監査委員 2 人で監査等を実施し、事務局長以下職員 3 人が補助します。

4. 報告及び公表【法第 199 条第 9 項、基準第 15 条及び第 18 条】

監査等の結果に関する報告書の提出及び公表は、監査委員の合議により、速やかに議会、市長及び関係機関に提出するとともに、市公告式条例を準用し公表します。

また、市のホームページに随時掲載します。

令和 7年 監査等実施計画表

月	例月出納検査	定期監査等	決算審査等
1	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		
2	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計	財政的援助団体等監査	
3	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計	財政的援助団体等監査結果 報告及び公表	
4	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		4/1 たな卸検査 「市民病院事業・上水道事業」
5	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		
6	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		
7	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		決算審査 「上下水道事業・市民病院事業」 決算審査 「一般・特別会計」 決算審査 「柘植財産区会計」
8	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計	定期監査 「小中学校」 「保育所(園)・幼稚園」	財政健全化・経営健全化 審査
9	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		(伊賀市議会「決算認定」「財政・経営健全化審査報告」)
10	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計	定期監査 「本庁等」 「柘植財産区」	
11	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計	各定期監査結果 報告及び公表	(柘植財産区議会「決算認定」)
12	一般・特別会計 柘植財産区 上下水道・病院会計		

※例月出納検査は、毎月 25 日から月末までの間で日を定めて実施します。

※定期監査等は、その実施等について変更する場合があります。